

令和 6 年

奈良市議会 6 月定例会
提出議案（別冊）

奈良市

目 次

奈良市報告第 36 号	市長専決処分の報告について……………	1
-------------	--------------------	---

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和6年5月31日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

本市へのふるさと納税寄附に対する返礼品として受け取った加工品の梱包に不備があったことにより、相手方の住居設備の一部が汚損したとして、相手方から本市及び当該返礼品を提供した事業者（以下「返礼品事業者」という。）に対して提起された損害賠償請求訴訟について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 0円

2 和解の要旨

- (1) 返礼品事業者は、相手方に対し、本件解決金として210,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方、本市及び返礼品事業者は、和解条項の内容及び本和解成立に至る経緯を秘密として保持し、正当な理由なく第三者に口外しないことを相互に約する。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) 相手方、本市及び返礼品事業者は、本件に関し、相手方と返礼品事業者との間、相手方と本市との間及び返礼品事業者と本市との間には、和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

